

医療機関、学校、施設、市町等の皆様へ



とちまるくん ©栃木県

■ 結核の定期健康診断について

- ・ 結核の定期健康診断は、結核を早期に発見し、集団感染を防ぐことを目的としています。

■ 結核に係る定期健康診断の実施及び報告義務について

- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第53条の規定により、下表のとおり、該当する施設に対して結核定期健康診断の実施と保健所への報告が義務づけられています。

実施義務者	対象	実施時期
病院・診療所(歯科含む)・助産所の管理者・介護老人保健施設の長・介護医療院長	業務に従事する者	毎年度・1回
学校長 ※学校教育法に定める学校のほか、専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く	業務に従事する者	毎年度・1回
	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が1年未満のものを除く)の学生、生徒	入学した年度・1回
刑事施設長	20歳以上の被収容者	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度・1回
社会福祉施設長 ※社会福祉法第2条第2項第1号及び3号から6号までに規定する施設	業務に従事する者	毎年度・1回
	65歳以上の入所者	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度・1回
市町長	上記の対象以外で65歳以上の者	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度・1回
	市町長がその他必要と認めた者	市町が定める時期・回数

- ・ 電子申請システムによる報告をお願いします。詳細については、県ホームページをご覧ください。
< 県HP > <https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/kekkakuteikikenkoushinden.html>



<結核定期健康診断>

結核定期健康診断の実施と報告を**毎年度**お願いします